

雲仙市放課後児童健全育成事業委託業務仕様書

雲仙市が委託する放課後児童健全育成事業の運営に必要な内容及び範囲は「雲仙市放課後児童健全育成事業委託業務公募型プロポーザル実施要領」のほかこの仕様書による。

1 業務委託名

雲仙市放課後児童健全育成事業

2 事業の目的

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えることで、育児と就労の両立支援及び児童の健全育成に資することを目的とする。

3 事業内容

雲仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年雲仙市条例第 17 号）に規定する基準を満たす事業であって、次の内容・機能を有するものとする。ただし、スポーツクラブや塾等を主な目的とするものは、放課後児童健全育成事業として認められない。

(1) 児童の健康管理・安全確保

健康状態の把握： 登所時の児童の顔色や様子の観察

安全管理： 施設内外の安全点検、事故防止、登下校時の安全確保

情緒の安定： 児童が安心して過ごせる休息の場の提供

(2) 自主的な遊びの援助

遊びの提供： 自主性を尊重した多様な遊び（外遊び、室内遊び）の環境づくり

発達支援： 異年齢児との交流を通じた、社会性や自主性の育成

(3) 基本的な生活習慣の習得

生活の援助： 手洗い、うがい、片付け、挨拶などの習慣づけ

おやつ提供： 栄養面や衛生面に配慮した適切な提供

(4) 学習活動の環境整備

学習の場： 児童が自習（宿題など）に集中できる時間と場所の確保

(5) 保護者との連携・支援

情報共有： 育成状況の伝達、保護者からの相談への対応

子育て支援： 保護者の就労と育児の両立に対する理解と協力

(6) 学校・地域との連携

学校連携： 行事情報の共有、トラブル時等の密な連絡調整

地域交流： 地域住民等との交流による社会経験の拡大

(7) 障がい児や特別な配慮を必要とする児童への対応

個別配慮： 一人ひとりの特性に応じた適切な支援と集団生活の適応援助

(8) その他児童の健全育成上必要な活動

4 対象児童

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とする。

5 運営場所

愛野小学校区内に立地しており、児童が過ごす場所として安全が確保できる場所を事業者において用意すること。

※愛野小学校区以外の児童も受入対象となる。

6 定員

定員は、おおむね 30 人から 40 人程度とすること。また、「8 施設及び設備」の児童 1 人につき必要な面積を確保した上で設定すること。

※なお、定員については、以下の「児童の数」の考え方にに基づき設定し、その範囲内で児童の利用登録を行うこと。

「児童の数」…毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数をいう。

〈平均利用人数算出方法：1 週間のうち 6 日間（月～土）開所している場合で、1 週間のうち 3 日間利用する児童が 3 人の場合〉

$3 \text{ 日} / 6 \text{ 日} = 0.5 \text{ 人}$ $0.5 \text{ 人} \times 3 \text{ 人} = 1.5 \text{ 人}$ → 小数点以下切り上げで 2 人になる。

7 開所日及び開所時間

(1) 開所日

年間 250 日以上とし、保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業者において定めること。

※委託初年度は事業実施月数×21 日以上は開所すること。

※閉所日については、あらかじめ保護者に周知しておくこと。

(2) 開所時間

以下に定める時間以上を原則として、保護者の就労時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、事業者において定めること。

- ・平日 1日3時間以上
- ・小学校の長期休業日及び土曜日 1日8時間以上

※開所時間よりも下校が早いときの対応についても、委託に含むものとする。

8 施設及び設備

- (1) 児童1人につきおおむね1.65㎡以上の専用区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画）を設けること。
- (2) 遊び等の活動に要する遊具等、図書、児童の所持品等を収納するロッカーのほか、生活の場として必要な設備を整えること。
- (3) トイレ、手洗い等の設備を有し、衛生及び安全が確保されていること。
- (4) 専用区画及び支援の提供に必要な設備・備品等は、開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものであること。
- (5) 施設の全般的な維持・管理については原則、事業者が行うこと。

9 職員配置

- (1) 運営規程で定める開所時間を通して、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）を常時2名以上配置とする。ただし、その1人を除き、補助員（支援員を補助する者。）に代えることができる。
- (2) 支援員の資格は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項の規定による。なお、職員の研修計画を定めた上で、支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に同条項中にある研修を修了することを予定している者も支援員としてみなすことができる。

10 利用料（保護者負担金）

利用料については、事業者において適切に設定すること（おやつ代は実費負担）。また、利用料やおやつ代の他に実費負担を設定する場合は、事前に保護者へ費用の詳細について十分な説明を行ったうえで、徴収すること。

11 保険加入

損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償金の支払いに関する手続きを速やかに行うこと。また、児童を対象とした傷害保険等に加入すること。

12 利用手続

利用申込の受付、利用承諾の決定等については、事業者において実施すること。申込に際しては、必要に応じて保護者説明会を実施するとともに、就労等の利用要件に

ついて確認を行うこと。

1 3 放課後児童健全育成事業開始届

児童福祉法第 34 条の 8 の規定に基づき、事業開始前までに、市長に届け出ること。また、届け出た事項に変更が生じた場合は、変更の日から 1 か月以内に、届け出ること。

1 4 各種書類の提出

以下のとおり計画書及び報告書等を別途市が指定する日までに提出すること。

- (1) 実施計画書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 事故報告書
- (4) その他必要書類

1 5 関係法令の遵守

放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、以下の関係法令を遵守するものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- (3) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (6) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (8) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）
- (9) 放課後児童クラブ運営指針（令和 7 年こ成環第 16 号）及び解説書（令和 7 年こ成環第 89 号）
- (10) 雲仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年雲仙市条例第 17 号）
- (11) 雲仙市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成 17 年雲仙市告示第 17 号）
- (12) その他、業務遂行にあたり関連する法令

1 6 委託料

(1) 委託料の算定方法

当該年度の事業計画書及び国及び県の補助基準額に基づき算定するものとする（国及び県の補助基準額は年度ごとに変更されるが、令和 8 年度の補助基準額については

別紙「令和8年度委託料単価」を参照すること)。ただし、放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費が補助基準額を下回った場合は、実際にかかった経費が委託料の上限となる。

(2) 委託料の支払

契約締結後、契約額の8割以内を概算払いする。委託業務を完了したときは、実績報告書に基づき、委託料の差額を精算払いする。事業計画の変更等により返還が発生した場合は、市に返納することとする。

なお、おやつ代は実費負担となるため、委託料の対象経費には含まれない。

17 その他

その他放課後児童健全育成事業の運営に関して必要な事項は、市と協議の上、決定するものとする。

また、将来的に登録児童数が少なくなるなど事業継続が困難な場合は委託を取りやめることがある。